

令和 2 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会
臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (8月4日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
報告第1号の上程、報告	6
・報告第1号 一級町道笹平線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分 について	
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
・承認第1号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算(第5号)の専決処分に関し 承認を求めることについて	
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
・議案第2号 財産の処分に関し議決を求めることについて	
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
・議案第3号 財産の処分に関し議決を求めることについて	
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
・議案第1号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算(第6号)	
閉会の宣告	34
署名	35

令和 2 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日	令 和 2 年 7 月 3 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 2 年 8 月 4 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 2 年 8 月 4 日 午 前 1 1 時 3 6 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 3 人 欠 席 1 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	×
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 1 番	畠山直人	1 2 番	三田地泰正
	1 3 番	野舘泰喜		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町長	中居健一	副町長	佐々木宏幸
	教育長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	三上久人
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
	教育次長	三上義重	農林水産課 総括室長	佐々木忠明
議事日程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和 2 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 8 月 4 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 一級町道笹平線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 4 承認第 1 号 令和 2 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 5 号) の専決処分に関し承認を
求めることについて

日程第 5 議案第 2 号 財産の処分に関し議決を求めることについて

日程第 6 議案第 3 号 財産の処分に関し議決を求めることについて

日程第 7 議案第 1 号 令和 2 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 6 号)

閉 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから令和2年第4回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、9番、菊地弘巳君から所用のため欠席する旨届出が提出されておりますので、報告します。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、11番、畠山直人君、12番、三田地泰正君、13番、野館泰喜君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、8月4日、議会運営委員会の決定を見たものでありますが、本臨時会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、報告第1号を行います。

報告第1号 一級町道笹平線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分についての報告を求めます。

三浦総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 報告第1号 一級町道笹平線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

一級町道笹平線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月4日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。一級町道笹平線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年7月17日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、一級町道笹平線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町上有芸字中田角地内ほか。

3、契約金額、当初請負額2億1,762万円、第1回変更請負額2億1,713万4,000円、変更による減額48万6,000円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8、氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

5、変更理由、ブロック積工等の数量の変更による減。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第4、承認第1号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 承認第1号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

令和2年8月4日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度岩泉町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,408万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億4,896万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

令和2年7月13日、岩泉町長、中居健一。

5ページをお開き願います。この補正予算につきましては、7月11日夜から翌日の20時ごろまで降り続きました豪雨により被災をいたしました施設を早期に復旧するため、直ちに予算措置が必要でありましたことから、令和2年7月13日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。3款1項1目社会福祉総務費、13節の避難施設等使用料で2万9,000円を計上しております。これは、門地区での水道の断水に伴い、被災者を支援するため、町内の宿泊施設で実施をいたしました無料入浴等に伴う使用料でございます。

次に、同じページの10款1項1目林業施設災害復旧費、14節に林道施設災害復旧工事560万円を計上しております。これは、林道9路線、14か所で発生しております路面洗掘の災害復旧工事を

行うものであります。

次に、2目の農業施設災害復旧費ですが、まず1節の会計年度任用職員報酬から13節の重機借上料につきましては、国道4路線で発生しました路面洗掘につきまして、直営での復旧工事を行うべく予算計上をしたものでございます。

次に、14節の農業用施設災害復旧工事で559万5,000円を計上しております。用水路の頭首工への土砂堆積2か所、用水機場、水揚げでございますが、用水機場への土砂堆積1か所、ワサビ作業道の路面洗掘2路線につきまして災害復旧工事を行うものでございます。

なお、頭首工と用水機場の災害復旧工事につきましては、農業者等からの分担金の徴収に關しまして、既定の条例の一部改正が必要でありますことから、改正作業を進めさせていただきました上で、今後議会にご提案、ご説明を申し上げる予定となっております。

同じく14節では、牧道災害復旧工事で510万円を計上しております。これは、黒森牧野の牧道の路肩崩落箇所1か所を復旧しようとするものでございます。

次に、10款2項1目道路橋梁災害復旧費、14節の公共土木施設災害復旧工事で600万円を計上しております。これは、町道が4路線で9か所、準用河川が1河川で1か所、災害復旧工事を行うものであります。同じく14節応急復旧生活橋補修工事で100万円を計上しております。これは、平成28年台風第10号で被災をいたしました生活橋を応急復旧をいたしました単管の仮橋が今回の河川増水により、傾きが生じている箇所があることから、補修工事を施工するものでございます。

6ページをお開き願います。10款3項1目、その他公共施設災害復旧費、14節の一般廃棄物一時保管施設取付道路災害復旧工事で27万5,000円を計上しております。これは、大川扇の沢地内の一時保管施設への取付道路が沢水の増水により決壊をいたしましたことから、災害復旧工事を行うものでございます。

次に、4ページをお開き願います。歳入をご説明をいたします。18款2項1目財政調整基金繰入金で1,198万円を追加しております。これは、本補正予算の財源調整としまして、財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。

次に、21款1項5目災害復旧事業債で1,210万円を追加しております。林道、ワサビ作業道、道路、河川の各災害復旧工事につきまして、一般単独災害復旧事業債の導入を予定しているものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、2ページをお開き願います。第2表、地方債補正であります。災害復旧事業におきまして、追加の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を12億2,220万円とするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第5、議案第2号 財産の処分に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第2号 財産の処分に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、財産を売却する目的、岩手県発注、二級河川小本川筋乙茂地区河川激甚災害対策特別緊急事業の施工のため、岩手県に売却するものである。

2、売却する財産の所在、地目及び面積、別紙のとおり。

3、売却額、金1億5,595万80円。

4、売却の相手方、住所、盛岡市内丸10番1号、氏名、岩手県、岩手県知事、達増拓也。

令和2年8月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩手県に土地を売却しようとするものである。

次のページ、別紙を御覧願います。売却する財産の所在、地目及び面積は、記載のとおりであります。計6筆、面積4万6,127.51平方メートルでございます。

次のページに土地売却予定図をおつけをしております。乙茂地区の道の駅いわいずみ、岩泉球場側、小本川の左岸でございます。及びふれあいらんど岩泉側、同右岸でございます。

よろしくご審議を願います。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） この土地の売却については、特に意見はありませんが、ここの黄色い区分については、確認をしますが、優良断面の中だけのことなのかということと、かつ売却しても、ここに例えば町で河川の公園なり、利用をしたいというふうな場合には、そういうふうな条件をつけることができるのかどうか、それについてお伺いいたします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 乙茂地区につきましては、現段階でも施工承諾をいたしまして、県のほうから順次進めさせていただいております、このタイミングで測量等、詳細も終わらしまして、境界が確定したということでの今回の議案のご提案でございます。堤防になる部分と、それからそのまま河川の流れるところといいますか、流域になる部分ということでございまして、その利用につきましては、特に右岸、ふれあいらんど側になると思いますけれども、特段異常と申しますか、天候等を見まして、いいときには駐車場等にも使ってもいいですよというようなお話はお聞きしておりますけれども、特段駄目ですとか、いいですとかというようなことは明確にはいただけないけれども、いいときにはどうぞというようなお話はしているというふうにお聞きをしております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 結局面積的に4万6,000平米ですから、今後協議をするときでも、今のよう

な売買契約が成立するまでの間、自然災害に影響がない程度の町の意向というのがあれば、ぜひ県のほうにお示しをしていただきながら有効活用を図っていただければいいかなと思っております。これは、要望で終わります。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 今に関連して、ふれあいらんどの利用計画の中で、これまでの説明の中で、この河川域に駐車場を置くような説明もなされております。したがって、その場合に使用料が発生するのかどうかという部分はいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 正式な協議というところまでは、まだふれあいらんどの総体的な計画も議会のほうとも確定をしたわけではございませんので、土木のほうと正式な協議はしておりませんが、これまでの概要の協議の中では、使用料等々につきましては、特段お話は明確にはされていないというような今状況でございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） その際に、構築物、例えばアスファルト舗装まで許されるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） そういったものではなくて、河川のいわゆる中に入るということでございますので、そのままの状態での使用というような、あとは簡易な整地等というようなことでお話は伺っているところでございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 最後に、それぞれ地目ごとの平米単価をお示してください。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 岩手県にはご配慮ということではないのですが、適正な価格で売却をさせていただくということでございまして、乙茂地区の単価につきましては、3,300円、3,400円、3,500円の3種類でございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 今の説明だと、宅地も含めての説明でしょうか。宅地と雑種地とあるのですが。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 雑種地が3,300円と3,400円、宅地が3,500円でございます。

○議長（加藤久民君） よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第6、議案第3号 財産の処分に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第3号 財産の処分に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、財産を売却する目的、岩手県発注、一般国道455号中里地区地域連携道路整備事業の施工のため、岩手県に売却するものである。

2、売却する財産の所在、地目及び面積、別紙のとおり。

3、売却額、金992万5,464円。

4、売却の相手方、住所、盛岡市内丸10番1号、氏名、岩手県、岩手県知事、達増拓也。

令和2年8月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩手県に土地を売却しようとするものである。

次のページ、別紙をお開き願います。売却する財産の所在、地目及び面積は、記載のとおりでございます。合計で23筆、面積1万232.45平方メートルでございます。

次のページに土地売却予定図をおつけをしております。中里地区でございます、図面の下側が小本川、左側が岩泉方面上流側となりまして、右側が小本方面の下流側でございます。黄色の着色をした部分でございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ここでも単価があまりにも違い過ぎるのですが、これは何かの配慮があったのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） これにつきましても、県の鑑定なり、近傍の土地売買価格に基づく単価でございます、宅地、原野等々あるわけでございますけれども、そこにつきましては、今回は一律の単価でございます、970円、平米ということでの売却でございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 先ほどは3,300円、今度は900円というのは、何か理由があるのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 県との交渉なりをしてまいりましたときに、いずれ県の評価基準に基づく単価の設定でございます、町といたしましても、これを了としたいということの考えの中でのご提案でございますので、適正な価格であるというふうに判断をいたしまして、特にこの部分が低いとかというようなことにつきましては、私どもはあまり認識のほうは薄かったというところでございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） この部分につきましては、本音を言いますと、違い過ぎると思います。ただ、個人的にはただでもいいと思っている反面もありますので、それでここで売却が完了した場

合に、国道の着工あるいは完了予定というのは捉えておいででしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） この国道455号の切替え工事につきましては、今年度既に着工しております。両側の林の下側の辺りと、あと中里橋のほうから、両側からという形で最終的には令和4年度までの計画とは聞いておりますが、当該場所につきましては、河川の土砂の埋設土砂を再利用するプラントがございまして、そのプラントの稼働との兼ね合いもありますので、令和4年度ではございますが、若干遅れるかもしれないというふうに伺っております。

以上です。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第7、議案第1号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第1号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）。

令和2年度岩泉町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,364万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億8,260万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月4日提出、岩泉町長、中居健一。

4ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の社会的、経済的影響が長期化していることを踏まえまして、第一次産業におけます事業継続を後押しする支援策を中心として編成をしたところでございます。

歳出からご説明を申し上げます。別冊のつづりとしてお配りをしております令和2年度補正予算新規事業等概要につきましては、後ほどご審議の際に、担当課長から説明をいたさせますので、ここでは補正予算書に基づきまして事業の概要のみを説明させていただきます。

まず、3款2項3目児童福祉施設費、10節に賄い材料費212万7,000円を追加しております。これは、町内事業者の皆さんの支援のため、町内産食材等を用いたこども園給食を提供しようとする事業でございます。

次に、5款1項3目農業振興費、18節に農業者経営継続支援給付金480万円を計上しております。これは、耕種農家、種を耕す農家でございます。経営継続を支援するため、前年の農業収入額に応じて給付金を交付する事業でございます。

次に、4目畜産業費でございます。18節、肥育経営農家緊急支援事業補助金として450万円を計上しております。これは、肥育農家の経営を下支えするため、肉用牛、肥育経営安定交付金制度では、交付対象外となります1割相当額を補助しようとするものでございます。

同じく18節、農業者経営継続支援給付金608万円を計上しております。これは、畜産農家の経営継続を支援するため、飼養頭数規模に応じまして給付金を交付する事業でございます。

次に、5款2項2目林業振興費でございます。18節、木材チップ製造新規設備導入支援事業補助金297万円と木材チップ流通促進支援事業補助金98万円でございますが、これは町内の木材チップ工場の既存の納入先であります製紙工場の生産活動が低迷をしておりますことから、新たな事業に転換する上で必要となります設備導入と輸送経費に対しまして補助を行う事業でございます。

同じく18節、林業者経営継続支援給付金440万円を計上しております。これは、林業を専業とする個人事業者の経営継続を支援しようとする事業でございます。

次に、5款3項2目水産振興費、18節に漁業者経営継続支援給付金で779万円を計上しております。これは、漁業者の経営継続を支援するため、漁船規模に応じて給付金を交付する事業でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明申し上げます。3ページをお開きください。14款2項1目総務費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で3,364万7,000円を増額計上しております。今回補正予算に計上をいたしました事業につきましては、全て本臨時交付金の充当を見込み、予算計上しているものでございます。

次に、16款2項1目不動産売払収入で1億5,595万円を計上しております。これは、県が乙茂地区で施工しております小本川の河川改修事業用地といたしまして県に売却する土地の売払収入を見込んだものでございます。県への売却に関しましては、議案第2号におきましてお認めをいただいたものでございます。

最後に、18款2項1目財政調整基金繰入金では1億5,595万円を減額し、ここで財源の調整を行うものでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については、先に歳出を項ごとに、次に歳入を項ごとに質疑することにしたと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑の方法は先に歳出を項ごとに、次に歳入を項ごとに質疑することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。4ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、ございませんか。

失礼しました。ここで新規事業の説明を求めます。

田鎖保健福祉課長、はい、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） それでは、補正予算に伴います新規事業の説明をさせていただきます。

ます。

事業名は、こども園給食町内産食材活用促進事業でございます。

事業実施主体は、岩泉町。事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業者の支援のため、町内産食材等を用いたこども園給食を提供するものでございます。

事業の内容といたしましては、1、事業内容、町内産食材等を給食食材として活用することで町内事業者を支援するという考えております。実施期間は、令和2年10月から令和3年3月まで。2、給食を提供する施設及び人数は、町立こども園3施設で280人、これは職員を含んでございます。民営保育所2施設、11人、こちらも職員を含んでございます。3、町内産食材等を購入する事業所及び商品、予定でございますが、岩泉ホールディングス株式会社からはいわいずみ短角牛、龍泉洞黒豚、短角・黒豚ハンバーグ、有限会社竹下水産では魚、株式会社岩泉きのこ産業においてはスライスシイタケ、キクラゲ、ウレイラオープンでは丸パン、有限会社中松屋においてはフルーツゼリー、同じく志たあめやにおいてはリンゴゼリーといった商品を予定しております。事業費は、賄い材料費として212万7,000円となっております。事業費内訳については、御覧のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑はございませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） このことで地元食材が供給されるわけですが、従来、例えば牛乳とか、いろんなのも提供しているわけですが、このすみ分けという、今回6つだけの業種になりましたが、従来にも供給しているのがあるかと思うのですけれども、それについては今回の対象にならないのか。そのすみ分けの考え方についてお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 従来の方法では、献立表を作りまして、各園で、その献立表に見合った数量を給食の調理員の方が数量を確認して、その数量をもってして町内の商店に1社にお願いしているというところなんです。各園でそれぞれ、小川においては小川の商店、町内において町内、小本においては小本の商店にお願いして、それぞれ肉、魚、野菜等、その日の食材を一気に

納めてもらっているというのが実態でございます。

今回のものについては、もちろんカロリー計算も入れながら、こちらの新たな地元産の食材を改めて入れる、食べていただくというふうな流れで取り組み、支援をしていきたいなというふうな考えで取り組んだものでございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） そうすると、従来から供給している地元食材についての手だてというのは、既にしてあるというふうな解釈をしていいのかどうか、そこら辺をお願いします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） ちょっと従来という内容がどのように私のほうもお答えしたらよろしいか、先ほどお話ししたように、献立表に基づきまして、それを従来であれば、いろんな食材がございますが、その食材をその園の調理員が発注をする。そして、それは各地区ごとの商店にお願いして、一括購入をするというふうな流れでございます。従来はそのような方法でやっておりますが、今回のものには、その食材もあるのですけれども、今お話しした業者の方々から直接購入をして、各園に納めていただいて、その食材とするというふうな流れでございまして、従来のものも加えながら、今回のを加えながら従来のものと合わせた内容で食事提供をするということとなっております。よろしいでしょうか。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） そうすると、ただいまの関連ですが、統一献立を作って執行していくということであれば、賄い材料費212万7,000円が均等に配分されることにはならないと思うのですが、というのは、いわいずみこども園では半分以上使って、こがわこども園では利用率がほとんどなかったという結果もあり得ると思うのですが、この際、共通献立を作って執行すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） もちろん各園に不公平感がないというふうなところでございます。まず、例えばですけれども、短角とか黒豚については、月1回の提供をすると、各園とも、そういうふうなこと。あとは、魚については、こちらのほうは月に、予定では8回というふうなことでの使い方をしまして、各園ともそういうふうな、月に何回それを提供するか、そして1人当たり何グラムを食材として用意するかというのから積み上がってきている数字でございます。今議

員からご提案のありました何とか給食の日とか、そういった日を設けるといことは、今現在ちょっと考えておりませんでした、大変いい案だと思います。肉の日であれば、肉を提供するとか、あと食育の日であればとか、そういうふうなことで岩泉町内産を食べていただくことで子供も岩泉町にふるさと、地元意識も芽生えるのではないかなとも思いますし、今のご意見も参考にしながら進めていきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） この補正予算の関係は私は質問しませんが、3款の民生費という意味で質問させていただきます。

平成28年8月30日に台風10号で岩泉町向町で被災した方があったわけでございます。それで、証明なんか、被災があった方に罹災証明とか、国民健康保険一部負担金等免除証明書等が出されておるわけでございますが、この間、私の親戚に当たるわけなのですけれども、ちょっと具合を悪くして、今は94歳でございますが、被災当時は90歳ぐらいだったと思います。そのとき病院に入院したとき、入院費、医療費の支払いに行ったとき罹災証明が出ていますけれども、一部負担金の免除証明書がございませんかということをおっしゃって、ああ、そうだなということで、私も津波等でこういう2つの証明書を持っていったわけですが、罹災証明書はあったのですが、利用費の一部負担金の証明書がないということで、それを確認して、役場さんの担当課のほうに確認したところ、本人から申請がなかったんで、この証明書は出していませんという回答をいただきました。これではちょっとまずいのではないかなと思ひまして、ここで質問させていただきますが、担当課さんのほうのご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） ただいまのお話ですと、罹災当時90歳ということで、後期高齢者医療の被保険者ではないかなということでお答えさせていただきます。

後期高齢者医療の一部負担金減免は、岩手県後期高齢者医療広域連合が平成29年8月29日までの期間で実施していたところですが、その申請の受付については、町のほうで対応したところであり、減免証明書が発行されていないというお話ですが、当時の対応状況等をちょっと確認の上、広域連合のほうを確認させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） 何とかよろしくお願ひしたいと思ひます。ということは、やっぱりあまり金額的には、5,770円かな、支払った金額があつたわけですが、ただそういうことが私のほうの関係者であれば、これは別にまず問題がないということは言ひませんが、こういうのが複数あつた場合は、やっぱりこれはまずいのではないかなと。やはり罹災証明が出た方については、高齢者等あるわけですが、私ども、自分みたいように70代であれば、その文書が来ればそれなりに対応はできると思ひますが、今は介護施設に入所していることもあるものですから、そういうことのないように、まず町のほうでも言ひされているとおり、やっぱり住民に寄り添つた町政ということをやつておりますので、何とかそういう人がないように強く要望しておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） ほかにござひませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） それでは、次に進みます。

5款農林水産業費、1項農業費。ここで新規事業の説明を求めます。新規事業の2ページから4ページ、お願ひいたします。佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、新規事業等概要の説明をさせていただきます。

資料の2ページから4ページになります。まず、1つ目の2ページになりますけれども、耕種農家を対象といたしました農業者経営継続支援給付金についてご説明いたします。

事業実施主体は、町となります。

事業の目的及び事業の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収した場合に、栽培経費を支援することにより、農家経営の継続を図るものでございます。対象者は、耕種農家といたしまして、農作物を販売している農家で、前年の農業収入が総収入の50%以上を占める農家としており、1農家当たりの給付額につきましては、前年の農業収入額を基に3区分で給付いたします。10万円以上60万円未満では3万円、60万円以上120万円未満では5万円、120万円以上では8万円となります。事業費につきましては、480万円で70戸の農家を想定してございます。先般7月臨時議会での中小企業者等事業継続支援給付金と同様の事業要件で実施するものでございます。財源につきましては、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。

続きまして、3ページの肥育経営農家緊急支援事業補助金についてご説明いたします。

事業実施主体は、町となります。

事業の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により国内牛肉流通が滞留しており、その影響により枝肉価格が大幅に下落しております。今後におきましても、この状況は続くと予想されており、肥育農家の経営を下支えするため、肉用牛肥育経営安定交付金、いわゆる牛マルキンに上乘せを行い、経営継続を図るものでございます。

事業の内容につきましては、牛マルキン制度は、販売額が生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付するものでございますが、枝肉価格の下落の影響が大きいことから、交付対象外となっております1割相当額を補助するものです。補助額につきましては、1頭当たり1万5,000円の定額とし、令和2年8月から令和3年3月までの期間で牛マルキンの発動があった月の出荷牛を対象とすることで考えてございます。対象者は、肉用牛の肥育農家で黒毛和種肥育農家2戸、日本短角種肥育農家4戸となります。また、事業費は、対象期間中の出荷頭数を300頭と積算しており、450万円を見込んでございます。財源につきましても、地方創生臨時交付金となります。

続きまして、4ページになります。畜産農家を対象といたしました農業者経営継続支援給付金についてご説明いたします。事業実施主体は、町となります。

事業の目的及び事業の内容についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により減収した場合に家畜飼養経費を支援することにより、農家経営の継続を図るものでございます。対象者は、肉用牛、乳用牛を飼養する畜産農家とし、畜産物を販売している農家で前年の農業収入が総収入の50%以上を占める農家としており、1農家当たり給付額は、現在の飼養頭数規模を基に3区分で給付いたします。9頭以下では3万円、10頭以上19頭未満では5万円、20頭以上では8万円となります。事業費は608万円で121戸の農家を想定してございます。先般7月議会の中小企業等事業継続支援給付金の同様の事業要件で実施するものでございます。財源につきましても、前2事業と同じでございます。

以上で2ページから4ページまでの3つの事業についての新規事業概要となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 新規事業の2ページで、この内訳をちょっと知りたいのですが、事業内容の件で農業収入額の10万円から60万円というふうなの3段階の70戸の対象戸数の内訳が何戸かというのがお分かりでしょうか。10万円以上、60万円以上、120万円以上と、3万円、5万円、8万円とありますが、これを合わせると70戸になると。それぞれの農家の戸数は何戸ずつかというのがお分かりでしたらお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

10万円以上60万円未満が約10戸、中段の60万円から120万円未満も同じく10戸、120万円以上が50戸、合計70戸で今想定してございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） それでは、関連というか、ついでですから4ページの飼養農家の9頭以下、10頭から19頭が全部で121戸になります。この戸数についても、その配分をお願いしたいと思えます。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

まず、酪農、乳用牛の飼養農家は、全体で36戸、育成牛農家も含めますので、36戸ということです。肉用牛の繁殖農家については82戸、あと肥育農家3戸が入ります。合計で121戸にこれですが、内訳につきましては、まず乳用牛のほうですけれども、9頭以下ですが、11戸程度、10から19頭につきましては4戸、20頭以上については21戸で、36戸となります。肉用牛農家でございますけれども、ゼロから9頭以下ですが、49戸、10から19頭が16戸、20頭以上が20戸という想定で今考えてございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 2ページと4ページの区分分けですが、率直に見て、畜産のほうが金額が私少ないように感じるのですが、これ3、5、8とした根拠をお示してください。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 耕種農家を対象としてございます給付金のほうの3万円、5万円、8万円の根拠でございますけれども、約1反歩当たりの畑での収入額が大体30万円から40万円、50万円ぐらいということで、その大体経費が5%から10%かかるということで3万円、5

万円、8万円というような区分で一応考えてございます。それと比較した場合に、畜産農家のほうの金額が少ないのではないかというふうなご意見でございますけれども、これにつきましては、統一で当課ではやっていきたいということで考えてございます。経費につきましては、畜産農家の大きな経費は生じるわけですが、販売額のほうも当然大きいということを考えますと、この3万円、5万円、8万円の経費でいいのではないのかなという考えでおります。

以上です。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 売上げが当然違うと思います。2ページのほうは10万円から60万円という売上げを線引きしたわけですが、この9頭以下という表示の仕方、これを前の2ページのように10万円から60万円の売上げ、そして60万円から120万円の売上げ、そして120万円以上の売上げという線引きにすべきだと思いますが、なぜそうしなかったのか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

給付額のほう、前年の収入で区分、畜産農家をした場合に、ほぼ皆さん120万円以上の収入をお持ちでございます。ということで、当課といたしましては、耕種農家、畜産農家を公平性を保つ上で何がいいだろうと考えたときに、畜産の成牛の飼養頭数規模、イコールそれが収入の区分になるわけでございますので、そちらのほうが適正ではないかなということでこのような区分で実施したいというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 売上げがすなわち手間がかかっているというふうに私は認識します。したがって、畜産においてすべからく120万円以上だということになるのだと、そのぐらい手間がかかっているという証明でもあると思うのです。そうすると、当然3、5、8という考え方ではなくて、5、8、10なり、そういくべきだと思うのですが、そのところの公平性という観点から考えて、公平性が担保されていないように感じるのですが、その議論はいかがだったのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

当課といたしましては、公平性の観点からということでこのような形でご提案申し上げてございます。議員おっしゃるとおり、畜産農家におきましては経費もかかっているということと、手

間暇につきましては、耕種農家でも同じだろうというふうには思っていますが、1家族、経営体として家族を養うという観点で、やはり労働者なり、あるいはそこら辺を見ますと、やはり公平性を保つ上では、このように耕種農家とこういうふうな区分で実施するのが適正ではないかなということでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 説明資料の4ページの今畜産農家の支援、1戸当たりこれの基準でこれを給付するということですが、その前の3ページの1頭当たりの1万5,000円を支援するということで、これはどっちも該当になるということですね、この事業に該当すれば、確認です。お願いします。

○議長（加藤久民君） タブルでもらえると、そういうことですか。佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

事業上は、ダブリは可能でございますけれども、畜産農家向けの支援給付金につきましては、法人の肥育農家につきましては、中小企業等の給付金事業で該当するというので今進めているようでございますので、1名については法人になっておりますから、除外されると。あと残り2名いるのですけれども、もう一人については、繁殖も経営されておりますので、この給付金の対象は、繁殖農家のほうで対象ということになり、マルキンの交付額は肥育農家が対象になるというふうに考えてございます。あと1名について、乳用牛の肥育をされている方がございますが、委託作業での業務ということで直接事業経営をされていないということなので、対象外というような感じで今考えてございます。先ほど3名の肥育農家がいると申し上げましたけれども、そういったような状況でございます。補足説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） この3種の支援業者に関する交付事務についてお伺いします。

この交付事務に関しては、個々の申請方式なのか、あるいはデータをお持ちでしょうか、農林水産課のほうで。申請がなくても、それが執行されるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） こちらのほうの給付金の事業につきましては、申請主義という

こととなります。中小企業者等の支援給付金につきましても同じようなスキームでやってございますので、これと同じように進めさせていただきたいなと思ってございます。畜産農家、耕種農家の皆さんのご案内につきまして、やはり関係機関ともちょっと相談しながら、周知のほうは徹底していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） そうすると、これまでは商工会に事務委託したりとかという部分があるのですが、今回は農林水産課が直接その事務を担うという認識でよろしいでしょうか。

それと、いつからこの募集を開始するのかについてご答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 給付金事業につきましては、当課直接行いたいなと思ってございます。事業の実施時期でございますが、9月上旬をめどに進めていきたいなというふうには考えてございます。

〔「いつまで」と言う人あり〕

○農林水産課長（佐々木修二君） そちらについては、これからなのですけれども、年内なりを期限にしようかなというところもございしますが、農産物の販売の単価等の減少がもしかして秋冬にも生じる可能性がございますので、そこら辺につきましては、ちょっと情報を得ながら、年内がいいのか、あるいは1月、2月についてはこれから考えていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） その際に、各農業者が申請に際して用意すべきもの、それがありましたらお示してください。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

まず、中小企業者等の継続緊急支援給付金事業に準ずるというふうな形でございますので、現在で想定している書類につきましては、令和2年4月以降の売上げの分かるものの書類、あとは前年の売上げが確認できる書類ということで想定してございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） そうすると、仮に前年度より令和2年の売上げが上回っていた場合には、
農業者であっても該当にならないという考えでよろしいかどうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） そのとおりでございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 今に関連しますが、申請主義といった場合、中小企業の場合は、該当者のリストアップがあって、そして一旦該当する人に予備通知があって、それから申請するわけです。そうすると、自分は該当するかどうか分からないけれども、申請ができるのですが、今のお話のように、こういう制度がありますと、ただ告知して、申請がなかったというふうなことだと、中小企業とのすり合わせは難しいと思うのですけれども、今の該当する121戸なり、70戸、この人たちには一旦こういう制度がありますよ、申請してくださいというのを告知するのかどうか、それについてお願いします。これは、先ほど8番議員お話ししましたように、結局高齢化になっていて、その制度なり、申請が分からないというか、後になって気がつくということがあった場合に、一旦告知をしていると、そういうロスがないのではないかというところからの質問でございますが、どうでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

対象農家に想定されている農家については70戸、121戸ということでご説明いたしましたけれども、これも農業収入が総収入の半分以上という規定がございます。実際に、農家数につきましては、もっと相当数の農家の方がおられます。その中から50%以上を占める農家というふうに限定されてきますので、案内につきましては、とにかく全農家の皆さんに周知を図っていきたいなどというふうに考えてございます。その中でいろいろ相談を受けながら取り進めていく必要があるだろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） なければ次に進みます。

2項林業費。新規事業の5ページから6ページになります。ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、資料の5ページのほうをお開き願います。木材チップ製造新規設備導入支援事業補助金及び木材チップ流通促進支援事業補助金についてご説明申し上げます。

その前に、関連がございますので、二升石地区でございます新北菱林産株式会社岩泉工場の状況について、ここでちょっと報告をさせていただきます。先般7月9日の臨時議会におきましてお認めいただきました広葉樹原木一時貯留緊急支援事業、浅内から二升石までの運賃の事業でございますけれども、その説明に八戸の本社を7月15日、町長と訪問しまして、併せて今後の工場の稼働に関する情報交換と意見交換をさせていただきました。主要なチップ納品先であります北上ハイテクペーパーの主力商品の印画紙の需要は、引き続き低調に推移する見込みのようでございます。したがって、今後の製造計画でございますが、これまでの北上ハイテクペーパーへの広葉樹チップの生産の継続、次に新たに八戸バイオマス発電用の広葉樹チップ生産、八戸製紙工場への針葉樹のチップの生産、この3つの柱で検討されているとのことでございます。今申し上げた中の2つ目に申し上げました新たに取り組む八戸バイオマス発電用の事業転換が工場の稼働率を高める大きなポイントとなるとのことでした。

現在の工場の稼働状況、原木の受入れ状況でございますが、7月実績は、工場稼働率60%、原料受入れは、通常時の70%となっております。8月につきましては、工場稼働率は50%程度、原木受入れは、62%程度と厳しさを増す状況にあるようでございます。このような中で、町といたしましても、できる限りの支援をしていきたいと考えており、今回新規事業をご提案申し上げるものでございます。

それでは、新規事業の概要をご説明いたします。

事業実施主体は、新北菱林産株式会社となります。

事業の目的でございますが、前段で申し上げたとおり、現状大変厳しい状況にありますことから、新たな取組に対して補助することで工場の維持存続とチップの安定生産、そして素材生産事業者の原木生産の継続を図ることを目的としてございます。事業の内容につきましては、新たな納入先として、八戸市のバイオマス発電工場を計画しているところであり、チップ製造コストを低減し、効率的な製造を行うために必要な設備の導入に対して支援、八戸市のバイオマス発電工場への輸送費掛かり増し分を支援する2つの事業となります。

まず、1点目の木材チップ製造新規設備導入支援事業補助金でございますが、皮はぎ工程を省略し、皮ごとチップ化する新たなラインを増設する費用へ10分の9の補助で補助額297万円を、2点目の木材チップ流通促進支援事業補助金では、新たな納品先となる八戸市までの掛かり増し運送経費への補助額98万円をそれぞれ補助するものでございます。財源は、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。

続きまして、6ページをお開き願います。林業者経営継続支援給付金についてご説明申し上げます。

事業実施主体は、町となります。

事業の目的及び事業内容についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により減収した場合に、林業経営等に係る経費を支援することにより、林業経営の継続を図るものでございます。対象者でございますが、林業事業者、木炭生産者、原木シイタケ生産者で、これを専業とする個人事業者としており、1事業者当たり20万円を支給するものでございます。事業費は、440万円を22事業者を見込んでございます。同じく中小企業等事業継続支援給付金と同様の事業要件で実施するものでございます。財源についても同じとなります。

以上、2つの木材チップ製造新規設備導入支援事業補助金、木材チップ流通促進支援事業補助金及び林業者経営継続支援給付金の新規概要となります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤久民君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 6ページに関しては、これまでの事業経営継続支援給付金とダブルでもらうことができるのかについてはいかがですか。

事業経営継続、今商工会がやっているので20万円いただいて、なおかつこの林業でもダブルでいただけるのかどうか。

○議長（加藤久民君） 13番に申し上げます。中小企業等の対象外である個人事業者となっ
てい
すけれども、要は商工会のほうから漏れた分の方という、そういう理解。

○13番（野館泰喜君） すみません。見ていませんでした。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 先ほどの説明でチップ工場が稼働率60%から50%、それから受入れは70%から62%になっているということでございます。そうすると、相当林業に従事している方の困窮度も高まっているのではないかなと思うのですが、この補助制度を執行することによって、それらの方々、結局22事業者もそうでしょうし、実際に伐採に関わっているの方々というふうな方々も救済ができるというふうに担当課では考えておられるのかどうかお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

素材生産事業者におきましては、相当厳しい状況にはなっているというふうに認識してございます。今回事業化、新規提案してございます給付金事業によりまして、20万円の給付となりますけれども、こちらでの事業の継続、これのみでは厳しいのではないかなというふうに思っております。国のほうの法人で200万円、個人事業主で100万円の経営継続補助金及び事業継続給付金のほうの事業もございまして、そういったものを既に活用している事業体もあるようでございます。今後の経営につきましては、木材につきましては、木材需要の低迷が長期化する懸念もございまして、反応が遅いというような状況もございまして、いろんな事業を活用しながら経営継続を図ってまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ぜひ例に漏れず高齢化をしているという従事者も相当あるかと思えます。ですので、この機会にとかとやめないように、ぜひむしろこの事業の補助金なり、林業関係に目を向けてもらったということのを力に前に行っていただけるような施策の展開をしていただけるような啓蒙も併せてやっていただければと思いますので、これは要望しておきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 6ページで専業という話がありましたが、専業と考えたときに、なおかつ中小企業の事業継続も除外すると考えたときに、22件もあるのかなという思いがしております。それから、これに関しても次の漁業の支援金に関しても、支援給付金は、すべからく前年対比で今年度割れているところという条件が付与するかどうかについてご答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お見込みのとおり、前年と比較しまして本年が減収していると

いう要件がそのとおりでございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 今回町内のチップ工場に対して支援するという事です。そのほか関わって、町内の山とか事業者とか関わって、大きな影響があるところに近くの宮古市のホクヨープライウッド等があるわけですが、またほかもあるかとは思いますが。そういうふうなその状況とか現状、それらをどのように捉えているのか、もしお分かりでしたらお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 佐々木総括室長、どうぞ。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） 管内の製材業者さん、町内の製材業者さん等々の状況を私たちが注視しながら現状について意見交換したり、お話をさせてもらっているところでございます。町内の製材業者さんにつきましては、今のところコロナの影響によりまして、木材の需要というのは、確かにそのとおり減っているところではございますけれども、そのほかでの需要がたまたまというかありまして、そんなにそんなに影響を大きく受けているところではないというふうに聞いてございます。

宮古のほうの合板工場だったり、そういった工場につきましては、今のところは、中央のほうでは影響はないというふうに聞いておりますが、夏場かけると住宅事情というのは、当然減少してくるというのが通年の流れでございまして、それ以降に影響が表面化してくるのではないかとというのが懸念されているというふうに聞いていますところでございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） それでは次に、進みます。3項水産業費。新規事業の7ページをお開きください。それでは、新規事業の説明を求めます。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、資料の7ページをお開き願います。漁業者経営継続支援給付金についてご説明いたします。

事業実施主体は、町となります。

事業の目的及び事業内容についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収した場合に漁業者の漁船維持等に係る経費を支援することにより、漁業経営の継続を図るものでございます。対象者は、漁業者で、給付額は漁船規模を基に5区分で給付いたします。0.3ト

ン以下では3万円、0.4から0.9では5万円、1.0から2.9トンでは8万円、3から4.9トンでは12万円、5から9.9トンでは20万円となります。事業費は779万円で173戸を想定してございます。財源は、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。

以上、漁業者経営継続支援給付金の新規事業概要となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） この漁業者の支援のほうは、専業とか兼業とかは関係ないのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） そのとおり専業、兼業関係なく、いわゆるさっぱ船の方々も対象ということで考えてございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） この事業費支援は、漁船等の維持経費とあります。それで、漁獲とか、そういうコロナの影響も含めて漁業の方々の収入減というのについての支援というのはないのかどうかお願いします。

○議長（加藤久民君） 7番、コロナの関係で収入が減った人が対象ということですかね。もう一回。

○7番（坂本 昇君） 漁船の維持経費というのは、今回支援対象だと。ところが、勤務体系とか何かで漁獲量も減ったとかというふうなことで収入が減になったというふうなことへの支援というのは、今回は対象にならないのかどうかということですが。

○議長（加藤久民君） 佐々木総括室長、どうぞ。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） 今回の漁業者に対する支援の在り方でございますけれども、漁獲につきましては、船の規模によりまして、いろんな漁業、あとは捕っている魚種等がございまして、一概になかなか収入に対する減というものでは計り知れない部分がございます。今回につきましては、漁業者の方たちが漁船を手放さず経営を継続していってもらうために、その経営継続のための一部の経費に対して支援していくこととしておりますことから、このような形にさせていただいたところでございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） ないようですので、次に進みます。これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑に入ります。3ページをお開きください。3ページ、14款国庫支出金、2項国庫補助金、ございませんか。

13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 私の認識が間違っているかどうかなのですが、臨時交付金があと1億円ぐらいあるような気がしているのですが、今の状況を見ると、さらに補正があることも推測される中で、もっと払い出してもいいような気がします。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 地方創生臨時交付金は、一次と二次で約4億円を内示を受けているということでございます。今回の補正第6号までお認めをいただきますと、約3億円の支出ということになるわけでございます。残りがお見込みのとおり1億円弱、9,800万円ぐらいまだ財源としてはあるのかなというふうに認識をしておるところでございますけれども、このほかに、事業者向けの利子補給補助金、これがございます。3年分でございますので、当該年度のほかにあと2か年分、大体3,400万円ぐらいを想定をしているところでございます。

したがいまして、残る交付金は約6,400万円くらいかなというふうには思っておりますけれども、現時点で私どもが実施計画、いわゆる今回の交付金に対します対象事業を計上したのものの中には、例えば私ども観光特別会計もございますので、それが当然減収になりますことから、それへの充当の部分あるいは9月に定例会でお願いをすることになる予定もございます、いわゆる新しい生活様式に対する分というふうなことも予定をしておりますので、お見込みのとおり残りの部分についても今後順次必要に応じまして予算執行のほうをお願いをしまいたいというふうに考えているところでございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） それでは、次に進みます。

16款財産収入、2項財産売払収入、ありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 財産売払収入で1億5,595万円は議決をしました。併せてもう一本、議案第3号、992万5,000円も議決をしているわけですが、これについての歳入は、今回見込まなかったのかどうか、理由をお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 992万円の道路の分につきましては、前回の6月定例だったかと思えますけれども、議決を、予算のほうでは歳入を見込ませていただいております。これは、県との協議の中で、そちらのほうに先に調整が調うということでしたので、先に補正予算の歳入のほうはお認めをいただいている。今回乙茂地区のほうにつきましては、まだ時間がかかるということでしたので、私どものほうで確実ではなかったことから、歳入には見込んでおりませんでしたけれども、今回調整が調ったということでの県との協議でしたので、今回提案をさせていただいたということになります。

これで2つとも歳入のほうは予算のほうに補正をさせていただいたということになります。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） それでは次に、18款繰入金、2項基金繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） ないようですので、これで歳入の質疑を終わります。

これで議案第1号の質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回岩泉町議会臨時会を閉会します。

(午前11時36分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

署 名 議 員

畠 山 直 人

署 名 議 員

三 田 地 泰 正

署 名 議 員

野 舘 泰 喜
